

第20回大会参加に伴う外部の託児サービスの利用における補助金について

日本英文学会関西支部では2019年度より支部大会当日に開催校での託児サービスの提供を実施してきました。しかし、第20回大会においては開催校のご都合により、開催校での託児サービスの提供が出来なくなりました。

このことを踏まえて、第20回大会に参加される会員が支部大会当日に外部の託児サービスを利用された場合、子供一人につき5,000円を上限としてその援助を行うこととしました。詳しくは以下をご参照ください。

1. 補助金を申請できるのは、日本英文学会関西支部会員、及びシンポジウムで発表する非支部会員です。
2. 援助の対象となるのは小学生未満のお子さんです。
3. 11月20日（木）までに、HPの「託児サービスの補助金申請書」を関西支部事務局にメールで提出してください。
4. 学会終了後から2週間以内に、託児サービス施設・業者の名称と住所、連絡先の記された請求書、及び領収書を事務局までお送りください。事務局で確認した上で、子供一人につき5,000円を上限として補助を行います。なお、支払いは年明けの1月以降になります。